

# 東京版 事務の共同実施は不当 大会で事務職員が多くの教職員にアピール

5月7日に行われた都教組北多摩西支部定期大会で、支部内の多くの地区で進む学校事務の共同実施化に関し、事務職員2名がその不当性について発言を行いました。また、大会では「東京版学校事務の共同実施の撤回・中止を求める特別決議」が大きな拍手で採択されました。

## 改正法の趣旨にも反している東京方式の共同実施

(中学校事務 Aさんの発言)

4月1日から「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」——ここには学校教育法・地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正が盛り込まれています——が施行されました。その中に、学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の制度が含まれています。

現在、東京ではすでに共同実施が江東区の全中学校、武蔵村山市の全小中学校、清瀬市、東村山市の1区3市で行われ、更に立川市、青梅市、小金井市、国分寺市にその動きが出ています。ここ北多摩西支部では、武蔵村山市・東村山市・立川市・国分寺市が該当しており、私の勤務する府中市も含め、ほかの地区でも共同実施が今後行われたいという保障は全くないとはいえない状況です。

東京の共同実施は、基本的に1校1名の都費の学校事務職員を週4日勤務の非正規職員に置き換えたうえ、共同事務室として7校分の事務を4人で行わせるものです。他県で行われている共同実施は、東京とは異なり、せいぜい週に一度数時間集まって旅費や手当関係等のチェックを行うような形で、基本的に各学校に県費事務職員が常駐する形式のものです。

先ほどの法律が審議される際に、ちょうど籠池問題で揺れていた時期の参議院の文教委員会がこの東京の事務の共同実施問題が取り上げられました。議員からの、「共同学校事務室により、各学校の事務職員をなくしたり定員を減らしたりすることを想定していないのでは」、との質問に、松野文科大臣は、「共同学校事務室は学校に事務職員が配置されていることを前提とした仕組みであり、事務職員の削減、非常勤化を図るものではない。」と明言しました。その意味で、東京で現在行われている、行われようとしている「共同実施」制度は法律違反といえるものです。その後の文科省の答弁では、各教育委員会の判断が優先し、東京方式が直ちに法律に抵触するものではない、とのことですが、各自自治体で適切な事務職員の配置を行うように、といっています。

また、この後のある例として、中学校の先生が2泊3日の修学旅行を引率した場合に、後日教員特殊業務手当が支給されるのですが、これが支給されなかったり、また東京の共同実施地区で育休代替教員の給与が何ヶ月か支給されなかった実例がありました。学校に、正規の事務職員がいればちょっと起こりえない事例だと思います。

私たち、事務職員は学校にいてこそその学校事務職員で、学校にいてこそ、その仕事、専門性を発揮した仕事ができるのです。私費徴収事務、就学援助事務等を通じた子どもの家庭の経済状況把握と支援、授業の状況を把握することで可能な、より適切な教材の調達や活用、教職員の権利保障や健康保持等に欠かせない福利厚生事務など、いずれも現場で担当事務職員とつながっているから円滑に進むのです。

どの子ども大切に教育・学校のためにも東京の共同実施の撤回・中止を求め、この後、東村山市で現実に行われている共同実施の状況を聞き、また本日の特別決議、5月25日(木)に行われる学習会への参加を呼びかけて私の話を終わります。

## 現場と分断されて互いに理解することができない共同事務室

(共同事務室勤務 Bさんの発言)

今日は学校事務の共同実施の現状についてお話をしたいと思います。

本市では、平成26年度に市教委が主催で「検討会」というものをひらき、平成28年度には3校で一部実施になり、今年度の4月からは7校連携で本格実施ということになったという状況です。7校分で常勤都事務は4名配置、正規職員を減らして、非常勤職員は各校に1人ずつ配置ということになっているのですが、春が乗り越えられるのか非常に不安な状況で始まり、やっと一か月が終わったところで、少しホッとしているところです。

非常勤職員に採用された方というのは、学校で働いていた経験として、給食事務ですとか、他市の公募の学校事務の嘱託職員などのある方が入っては来ているのですけれど、我々のやっている都事務の仕事については経験のない方で、都教委はそのような方々に対して研修とかそういうものは全く行わないので、現場にいる私たちがその職員の方の仕事について、いちいち、いろんな資料を用意したり、指示するというような形でやっています。児童・生徒や教職員の個人情報はかなり扱いますので、そのあたりの意識があまりない方もいるのではと、不安を感じながら実際にはやっているという状況です。

非常勤職員で昨年採用された方が、もう既に2名ほどおやめになり、やめそうだとか、今年入った方も、最初に、職務内容を知らされた時にびっくりして辞めそうになるような状況があったりしました。非常勤化で、事務室の職員が毎年のように

しょっちゅう変わるといことが現実におこるとい、そんな状況です。

私たち事務は、予算のない中でやりくりしたり、校舎、施設のことで頭を悩ませたり、学校全体の予算を有効に使うためにはどうしたらいいとか、幅広く専門的にやっていますが、そういう職員が学校にいらなくなりますので、低下していつてしまうということになるかと思っています。

書類など、たとえば在職証明ひとつでも、従来1日とか、2~3日でできたものが1週間たたないとできないとか、また、先生方から情報があがりませんと、給料も正しい支給ができないというようなことが実際に生ずるので、そういうところを非常に心配しています。共同事務室にいと、「私はどこに所属しているんだろう?」「一体、どこの誰のために働いているのかな。」という気持ちを持ちます。「学校にいてこそ学校事務」ですね、やはり。

最後に、「忙しい」という漢字、心をなくすってよく言うんですけども、もう、本当に私たちの生活、心をなくしてしまっているなあ、と感じることがあります。先生方も、事務室の中でゆっくりお話しができない。それが仕事に関わってくる。連携してできる。そういうことがたくさんあったんですけども、それがなくなってしまっている。話をする機会がないことによって、お互いに理解することができない、共同事務室の仕組みが、みんなにとって良くないことなんだよってということも、なかなかお伝えすることもできない。分断されて、色んな場面で連携できない、そういう状態を非常にもどかしく感じています。

うまくお話しできなくて申し訳ないですけども、ぜひ、先生方にも関心を持っていただいて、またご意見をいただければと思います。ありがとうございました。

## 特別決議

東京版「学校事務の共同実施」の撤回・中止を求めます

今、東京の学校、中でも、北多摩の各地の小中学校で、「学校事務の共同実施」の計画・試行・実施が進んでいます。江東の中学校、武蔵村山で先行実施され、現在、清瀬・東村山で試行、立川・国分寺・小金井で計画がされています。

この「学校事務の共同実施」では、正規学校事務職員は学校から引き揚げられ、7~8校の事務をまとめて処理する「共同事務室」に集められます。各事務職員は、例えば給与、出張旅費、福利厚生、地教委への予算や財務上の要望、校内予算の編成、教材等の購入、等々の部門ごとに分担して、それぞれ「1人」で「書類だけを」見ながら事務をする、という内容になっています。「共同実施」とは、共同で事務を行うことではなく、複数校の事務を内容別に集中処理することで「効率化」し、これにより正規事務職員の約半数の人減らしを行うおつというものです。

その代わりに学校には短期雇用で、且つ週4日程度の非常勤職員が配置され、主に現場と「共同事務室」の間の取り次ぎ業務に当たります。教職員が連絡や相談をするのにも、この非常勤職員を通すか、電話やメール・手紙でするしかありません。一つの事柄でも相当の時間と手間がかかります。

一方、事務職員も、学校にいれば書類にないことでもすぐわかることが、学校から離れた「共同事務室」ではわからなくなります。そのなかで的確な事務をしようとすれば、書類から読みとれない補足情報を得るために関係の教職員とのやりとり膨大な時間と手間をかねばなりません。これは効率化どころではありません。そしてその行く先は画一化でしかありません。

共同実施が行われている地区で、学校事務職員が学校にいて、教職員の顔を見て仕事をしていたら、およそ考えられないような給与支給の誤りという事故が発生したことも最近明らかになっています。集中処理が効率を上げる良い方法であるという発想は、現実を知らないことから起こることもない誤解です。

このように、現在進められている「学校事務の共同実施」では、今まで長い年月にわたって学校現場で築いてきた「どの子ども大切に教育・学校」を支える学校事務が破壊されてしまいます。

以上のことから、今計画・試行・実施されている「学校事務の共同実施」、東京版「学校事務の共同実施」の撤回・中止を、私たちの総意として求めるものです。

右、決議します。

二〇一七年五月七日

東京都教職員組合北多摩西支部定期大会